

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1512号)

平成30年7月19日

横情審答申第1512号

平成30年7月19日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年3月13日建建安第1397号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認処分（H26確申建築よこはま11401）、変更処分（H27確変建築よこはま01057）、中間検査処分（H27確中建築よこはま13957）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま01169）」の一部開示決定に対する審査請求
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認処分（H26確申建築よこはま11401）、変更処分（H27確変建築よこはま01057）、中間検査処分（H27確中建築よこはま13957）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま01169）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消せずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、「確認処分（H26確申建築よこはま11401）、変更処分（H27確変建築よこはま01057）、中間検査処分（H27確中建築よこはま13957）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま01169）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して、平成29年1月25日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人の氏名、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件審査請求文書のうち、建築士印の印影は、開示することにより建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

ることから、本号アに該当し、非開示とした。

また、平面図、室名、断面図、使用建築材料表、換気検討書、地耐力及び構造詳細図（以下「平面図等」という。）は、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人印の印影及び法人代表者印の印影は、開示することにより、個人及び法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

非開示とする部分の概要欄記載中の「印の印影」部分を除き全て開示せよ。また、建築確認申請前の準備手続及び取下に至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであるから、これらの文書、図面等を全て開示せよ。

5 審査会の判断

(1) 建築物の建築等に関する建築確認処分（変更確認処分）、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について

ア 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認（以下「建築確認」という。）を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更も同様である（法第6条第1項柱書）。

イ 建築主事は、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない（法第6条第7項）。

ウ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認め

たときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない（法第7条）。

エ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程（以下「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている（法第7条の3第1項及び第6項）。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消さず、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。

実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。

本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち建築主事が行った1物件に係る処分に関して作成し、又は取得した別表の行政文書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の氏名、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については条例第7条第2項第2号に、建築士印の印影及び平面図等については同項第3号アに、個人印の印影及び法人代表者印の印影については同項第4号に該当するとして、非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については、開示を求めているため、個人印の印影、法人代表者印の印影及び建築士印の印影を除き、実施機関が非開示とした部分の条例第7条第2項第2号及び第3号アの該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別すること

ができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 本件審査請求文書のうち、個人の氏名、個人の本籍、個人の電話番号、建物の内部写真及び建物の内部に関する情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、平面図等については、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。

ウ 当審査会において見分したところ、これらの平面図等は、設計者である法人等の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号アに該当する。

(5) 建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について

ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているので、以下検討する。

イ 実施機関は、建築確認申請前の事前相談については、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、提示された図面等の資料を受け取ることもしていない。

また、本物件に関しては取下げの事実がないため、取下げに至る経緯についての文書、図面等は保有していない。

ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有して

いないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表（本件審査請求文書）

分類	文書名	添付文書	非開示部分
建築確認	確認申請審議票（H26確申建築よこはま11401）	確認申請・審査記録及び確認審査進行表	建築士印の印影
建築確認	確認済証（案）		
建築確認	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	FAX 送信書、指摘事項及び意匠・設備受付チェックシート	建物の内部に関する情報、建築士印の印影及び個人の氏名
建築確認	確認申請書（建築物）	建築計画概要書、委任状、建築士免許証、行政地図情報、立面図その他の図面類、建築基準法第53条の2第3項に係る報告書、名義変更届	個人の本籍、個人印の印影、建築士印の印影、法人代表者印の印影、平面図、室名、断面図、使用建築材料表、換気検討書及び構造詳細図
建築確認	建築基準法第12条第5項に基づく計画変更届	立面図その他の図面類	建築士印の印影、法人代表者印の印影及び平面図
変更確認	確認申請審議票（H27確変建築よこはま01057）	確認申請・審査記録、確認審査進行表及び計画変更確認申請チェックシート	建築士印の印影
変更確認	確認済証（案）		
変更確認	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	指摘事項	建物の内部に関する情報
変更確認	計画変更確認申請書（建築物）	建築計画概要書、委任状及び立面図その他の図面類	建築士印の印影、法人代表者印の印影、平面図、室名、断面図、使用

			建築材料表及び換気検討書
変更確認	工事監理者及び工事施工者選任届		建築士印の印影及び法人代表者印の印影
変更確認	建築基準法第12条第5項に基づく計画変更届	立面図その他の図面類	建築士印の印影、法人代表者印の印影及び平面図
中間検査	中間検査実施結果記録	検査実施結果記録(メモ)	個人の氏名
中間検査	中間検査合格証(案)	中間検査受付チェックシート	
中間検査	中間検査申請書	建築計画概要書、中間検査受付チェックシート、委任状、建築基準法第12条第5項に基づく報告書(基礎工程)、建築基準法第12条第5項に基づく報告書(木造軸組工法)、建築基準法第12条第5項による施工計画報告書及び立面図その他の図面類	建物の内部写真、建築士印の印影、法人代表者印の印影、地耐力及び構造詳細図
完了検査	完了検査実施結果記録		個人の氏名
完了検査	検査済証(案)		
完了検査	完了検査申請書	建築計画概要書、完了検査受付チェックシート、委任状、建築基準法第12条第5項に基づく報告書(木造軸組工法)、建築基準法第12条第5項に基づく報告書及び建築基準法第12条第5項	個人の電話番号、建築士印の印影、法人代表者印の印影及び施工状況写真
完了検査	建築基準法第12条第5項に基づく計画変更届	配置図	建築士印の印影及び法人代表者印の印影
完了検査	建築基準法第12条第5項の規定による工事監理状況報告書	施工状況写真	施工状況写真

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年3月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年4月20日 (第212回第三部会) 平成29年4月25日 (第302回第一部会) 平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月21日 (第225回第三部会)	・審議
平成30年1月18日 (第226回第三部会)	・審議
平成30年2月2日 (第227回第三部会)	・審議
平成30年3月2日 (第229回第三部会)	・審議
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・審議
平成30年4月5日 (第231回第三部会)	・審議
平成30年4月19日 (第232回第三部会)	・審議
平成30年5月10日 (第233回第三部会)	・審議
平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・審議
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議
平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・審議